

建設工事請負契約書 約款 の改正について

平成29年7月31日
柏市契約課

柏市では、建設工事請負契約書の約款を改正し、平成29年8月1日以降に落札決定（見積り合わせにより決定）した案件から改正後の約款（H29.8 改正）により契約を締結することとしたのでお知らせします。

改正後の約款は、「柏市入札情報」の「様式集」をご覧ください。

<http://keiyaku.city.kashiwa.lg.jp/keiyakuHP/html/nyuhp-yoshikisyu.shtml>

主な改正内容

- 1 第35条（前金払及び中間前金払）第6項にある「受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4」を「10分の5」に改める。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき、契約が解除された場合等の違約金の取扱いを明確にするため、第47条、第51条を改正する。